94.01 ～ 94.04		［略］			94.01 ～ 94.04		［同左］		
94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）			94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		
9405.10 ～ 9405.30		［略］			9405.10 ～ 9405.30		［同左］		
9405.40		―電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）			9405.40		―電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）		
	200	――卑金属製のもの		KG			――卑金属製のもの		
						210	―――フィラメント電球用の器具	NO	KG
						220	―――蛍光放電灯用の器具	NO	KG
						290	―――その他のもの		KG
	900	――その他のもの		KG		900	――その他のもの		KG
9405.50 ～ 9405.99		［略］			9405.50 ～ 9405.99		［同左］		
94.06		［略］			94.06		［同左］		
［略］					［同左］				

輸入統計品目表

［略］

統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		Ⅰ	Ⅱ			Ⅰ	Ⅱ
［略］				［同左］			
03.01	魚（生きているものに限る。） ［略］			03.01	魚（生きているものに限る。） ［同左］		
0301.11	［略］			0301.11	［同左］		
0301.19	［略］			0301.19	［同左］		
	―その他の魚（生きているものに限る。）				―その他の魚（生きているものに限る。）		
0301.91 ～ 0301.95	［略］			0301.91 ～ 0301.95	［同左］		
0301.99	――その他のもの ―――養魚用の稚魚 ―――ぶり（セリオーラ属のもの）			0301.99	――その他のもの ―――養魚用の稚魚 ―――ぶり（セリオーラ属のもの）		